

確定申告書の記入見本(A様式の場合)

会社員 渦潮 太郎さんのケース
家族構成 妻
ふるさと納税の額 3万円
収入 給与収入(年末調整済)

申告に必要な添付書類は、24年分の給与所得の源泉徴収票(原本)とふるさと納税の「寄附金受領証明書」です。

〇〇 税務署長 平成 24 年分の所得税の確定申告書 A FA0018

住所 (又は居所) 〇〇市〇〇町4丁目2番2号

フリガナ ウス シオ タロウ

氏名 渦潮 太郎

性別 男 世帯主の氏名 世帯主との続柄 本人

妻の氏名 渦潮 太郎

生年月日 3 月 〇 日

電話番号 090-xxxx-xxxx

住所 同上

第一表 (平成二十四年分以降用)

収入金額等	給与	5000000
所得金額	給与	3460000
所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	1315000
	雑損控除	28000
	寄附金控除	28000
	合計	1343000

課税される所得金額 (5) 2117000

上の(5)に対する税額 (22) 114200

配当控除 (23) 0

電子証明書等特別控除 (32) 0

差引所得税額 (33) 114200

源泉徴収税額 (35) 117000

申告納税額 納める税金 (36) 0

還付される税金 (37) 28000

延納届出額 (42) 0

税理士 署名押印 電話番号

平成 24 年分の所得税の確定申告書 A

住所 〇〇市〇〇町4丁目2番2号

フリガナ ウス シオ タロウ

氏名 渦潮 太郎

所得の内訳 (源泉徴収税額)

所得の種類	項目・所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称	収入金額	源泉徴収税額
給与	(株)鳴門商事	5,000,000	117,000

所得の種類 項目・所得の生ずる場所 収入金額 必要経費等

所得の種類	項目・所得の生ずる場所	収入金額	必要経費等

住民税に関する事項

扶養親族の氏名 続柄 生年月日 別居の場合の住所

給与・公的年金等に係る所得以外(平成25年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の所得に係る住民税の徴収方法の選択

配当に関する住民税の特例

非居住者の特例

寄附金 都道府県、市区町村分 30,000 条 例 分

寄附先 都道府県、市区町村分 30,000 条 例 分

平成 24 年分の所得税の確定申告書 A

所得から差し引かれる金額に関する事項

社会保険の種類	支払保険料	掛金の種類	支払掛金
社会保険料控除		小規模企業共済等掛金控除	
合計		合計	

所得の種類 項目・所得の生ずる場所 収入金額 必要経費等

所得の種類	項目・所得の生ずる場所	収入金額	必要経費等

配偶者の氏名 生年月日 配偶者控除

配偶者特別控除

扶養控除

基礎控除

雑損控除

医療費控除

寄附金控除

合計

損害の原因 損害年月日 損害を受けた資産の種類など

損害金額 保険金などで補填される金額 差引損失のうち災害関連支出の金額

支払医療費 保険金などで補填される金額

寄附先の所在地・名称 鳴門市 鳴門市 30,000

<<添付書類>>

<24年分の源泉徴収票>

平成 24 年分 給与所得の源泉徴収票

住所 〇〇市〇〇町4丁目2番2号

氏名 渦潮 太郎

フリガナ ウス シオ タロウ

種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
給与・賞与	5,000,000	3,460,000	1,315,000	117,000

控除対象配偶者の有無等 配偶者特別控除の額 0

控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く) 0

障害者の数 (本人を除く) 0

社会保険料等の金額 490,000

生命保険料の控除額 50,000

地震保険料の控除額 15,000

住宅借入金等特別控除可能額 0

国民年金保険料等の金額 115,000

介護医療保険料の金額 0

配偶者の合計所得 0

新個人年金保険料の金額 0

旧個人年金保険料の金額 0

旧生命保険料の金額 20,000

妻: ハナコ

扶養親族: 未成年者 0, 外国人 0, 死亡退職者 0, 災害者 0, 本人が障害者 0, 配偶者 0, 寡婦 0, 専業主婦 0, 中途就労 0, 中途退職 0, 受給者 0

居住開始年月日 〇 年 〇 月 〇 日

氏名 又 は 所 在 地 (株)鳴門商事 (電話) 088-684-XXXX

<ふるさと納税の寄附金受領証明書>

寄附受理書

平成 24 年 12 月 6 日

住所 〇〇市〇〇町4丁目2番2号

氏名 渦潮 太郎

鳴門市 鳴門市市長 泉 理彦 (公印)

平成 24 年 12 月 1 日付にて申し立てのありました、下記寄附金を確かに受理いたしました。

記

寄附金額 30,000 円

この寄附受理書記載の寄附金は、個人については所得税法第78条第2項第1号、地方税法第37条の2第1項第1号及び314条の7第1項第1号、法人については法人税法第37条第3項第1号の規定に基づく寄附金に該当します。

所得税における寄附金控除は所得控除となっており、以下のように計算します。

寄附金控除額 = 寄附金の額 と 総所得金額等の合計額の40% のどちらか低い額 - 2,000円

渦潮 太郎さんの場合は < 寄附金の額 > < 総所得金額等の合計額 の 40% >

30,000円 と 3,460,000円 × 40%

を比較して30,000円の方が小さいので30,000円から2,000円を差し引いた 28,000円が太郎さんの寄附金控除の額となります。

住民税における寄附金控除は従来からある基本控除と、20年度から創設された特例控除があります。それぞれ以下のように計算します。

(基本控除) = (寄附金全体の額 - 2,000円) × 10%

(特例控除) = (ふるさと納税の額 - 2,000円) × (90% - 所得税の限界税率(0~40%*))

* 所得税の限界税率とは、寄附者に適用される所得税の最も高い税率です。太郎さんの場合、所得税の課税標準額が195万円を越え330万円以下の2,117,000円なので10%となります。

渦潮 太郎さんの場合、基本控除が2,800円、特例控除が22,400円となります。

※特例控除は住民税所得割の1割を上限とし、寄附金控除の対象となる寄附金は、総所得金額等の30%が限度額となっています。

寄附金控除の欄には領収書に記載されている、ふるさと納税額30,000円と寄附先の所在地と名称を記載します。

※ふるさと納税以外に寄附金がある場合は、それらも合わせた合計額を記入してください。

寄附金の内訳を記入する欄で、ふるさと納税額30,000円は「都道府県、市区町村」に記入します。

※ふるさと納税以外に寄附金がある場合は、それらの内訳も記入して下さい。